

## 第4回熊本市・富合町合併協議会会議録

日 時 平成19年6月1日(金)  
会 場 熊本市役所 14階大ホール

開会時間 10時00分  
終了時間 12時00分

### ○ 出席委員等(23名)

会 長	幸 山 政 史								
副会長	村 崎 秀								
委 員	三 嶋 輝 男	田 中 榮 信	牛 島 弘						
	江 藤 正 行	上 村 恵 一	米 原 靖 雄						
	内 藤 信 博	松 永 隆	福 原 政 治						
	宮 原 スエ子	田 上 義 則	岩 永 則 勝						
	金 子 雄 子	本 田 慶 信	江 野 秀 春						
	原 田 みよ子	長曾我部 久	西 村 榮 記						
	森 川 治 雄	松 見 辰 彦	井 川 正 明						

### ○ 欠席委員等

田 川 家 稔

### ○ 監査委員

濱 田 清 水 河 北 清 明

### ○ 熊本市・富合町合併協議会事務局出席者

豊 永 信 博	坂 本 泰 三	紫 垣 克 也
村 上 誠 也	嶋 村 悦 郎	中 川 和 徳
田 中 邦 彦	田 中 徹	池 田 哲 也
喜 佐 田 伸 充		

## 第4回熊本市・富合町合併協議会次第

日 時：平成19年6月1日（金）午前10時～

場 所：熊本市役所 14階大ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

[報 告]

熊本市・富合町合併協議会規約及び関係諸規程の改正について

熊本市・富合町合併協議会委員の選任について

熊本市・富合町合併協議会監査委員の選任について

\*新委員及び監査委員の紹介

[議 案]

議案第10号 平成18年度熊本市・富合町合併協議会歳入歳出決算報告  
及び監査報告について

議案第11号 協議項目の追加について

[協 議]

(1) 前回提案

協議第 5号 財産及び債務の取扱いについて

協議第 9号 地方税の取扱いについて

協議第26号 納税関係事業の取扱いについて

(2) 今回提案

協議第12号 特別職の身分の取扱いについて

協議第21号 国民健康保険事業の取扱いについて（その1）

協議第22号 介護保険事業の取扱いについて（その1）

協議第25号 広報広聴関係事業の取扱いについて

協議第26号 納税関係事業の取扱いについて（その2）

協議第28号 交通関係事業の取扱いについて

協議第30号 保健衛生事業の取扱いについて（その2）

協議第31号 各種福祉制度の取扱いについて（その2）

協議第33号 環境対策事業の取扱いについて（その2）

協議第34号 農林水産関係事業の取扱いについて（その2）

協議第35号 商工・観光関係事業の取扱いについて（その2）

協議第36号 建設関係事業の取扱いについて

協議第40号 教育関係事業の取扱いについて（その2）

協議第41号 選挙管理事務の取扱いについて

協議第42号 その他の事業の取扱いについて（その1）

[その他]

4 閉 会

午前 10 時 00 分

司会

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第 4 回熊本市・富合町合併協議会を開会いたします。本日は御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

ここで配布資料の確認を行います。御手元に一枚紙で「第 4 回熊本市・富合町合併協議会次第」、「座席表」、「委員名簿」、それと綴じてあります「第 4 回熊本市・富合町合併協議会」の冊子がございます。以上 4 種類の資料を配布しております。もし、資料の不足等がございましたら事務局までお申し出いただきたいと思います。

それでは御手元に配布しております協議会次第に従いまして進行させていただきます。まず、最初に本協議会会長であります熊本市の幸山市長が御挨拶申し上げます。

会長挨拶

幸山 政史 熊本市長

皆さん、おはようございます。第 4 回の協議会を開催させていただきますが、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、両市町の議員の皆様方をはじめといたしまして、各委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、お暑い中にも関わりませず御出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

この合併協議会でございますが、統一地方選挙が行われました関係で三月下旬以来の開催となるわけでございますが、今回、牛島議長を始めといたしまして新しい委員の方々にも御参加をいただいているところでございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

また、委員の皆様には、今後、合併に向けた取組みを十分議論していただき、両市町にとりまして、よりよい成果となりますよう御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

さて今回は、前回提案をさせていただきました、「財産及び債務の取扱いについて」、「地方税の取扱いについて」、「納税関係事業の取扱いについて」以上につきまして御審議をお願いすることになります。委員の皆様方の忌憚のない御意見を踏まえまして、その後、御承認をいただければと考えているところでございます。

また、この間、先ほど申し上げましたように約 2 カ月ほどの調整期間がございましたので、今回提案させていただく分でございますが、15 項目になりましてかなりの量となっております。また、その他にも報告事項や審議事項等も併せて御審議いただくこととなります。

このようなことから、本日の議事進行につきましては、時間の都合上、少しペースが速くなる可能性もございますけれども、十分な説明に心がけて参りますので、委員の皆様方には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、御理解と御了承をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

実質的な議論を重ねてまいりますことで、本市及び富合町双方にとりまして、意義のある合併が実現できますよう、各委員の皆様方におかれましては、活発な意見交換をいただきますようお願い申し上げます。冒頭にあたりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

司会

それでは、これより「次第3 議事」に入らせていただきます。会議の進行につきましては、協議会規約第10条第2項の規定により会長が議長となることとなっておりますので、これから先は会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

会長

規約に従いまして議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは早速ですが、「委員の出席数について」でございます。本日は協議会規約第10条第1項の定足数を満たしておりますことを、ここに御報告申し上げます。

それから会議録署名委員の指名を行いたいと存じます。会議録署名委員の指名は議長が行うこととなっておりますので、私の方から指名をさせていただきます。本日は、熊本市の方からは**福原**委員様、富合町の方からは**本田**委員様、お二方をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは御手元の次第に沿いまして議事を進めてまいりたいと思います。

それでは、これより「次第3 議事」に入らせていただきます。最初に「報告」でございます。この報告につきましては、「熊本市・富合町合併協議会規約及び関係諸規程の改正について」「熊本市・富合町合併協議会委員の選任について」「熊本市・富合町合併協議会監査委員の選任について」以上3点の報告でございます。それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

それでは、事務局より報告、案件について御説明をさせていただきます。まず、「熊本市・富合町合併協議会規約及び関係諸規定の改正について」でございます。3頁をご覧ください。地方自治法第161条の改正及び熊本市の組織再編等に伴い、当協議会規約及び関係諸規定を改正いたしましたので報告するものでございます。4つ規約がございますが、協議会の規約、1番目から3番目の委員の報酬及び費用弁償に関する規程までの3つが副市長村長制の導入に伴います改正でございます。それから、4番目の作業部会設置規程が熊本市の組織再編に伴うものでございます。4頁をご覧ください。そのうちの新旧対照表をご覧くださいとわかりやすいと思いますので、これで御説明を申し上げます。合併協議会規約の改正でございます。助役となっておりますところを副市町長に変更いたしております。それから8頁をご覧ください。2番目の幹事会の設置規程でございますが、富合町の助役のところの副町長への変更でございます。11頁をご覧ください。協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の改正でございます。第2条でございますが、助役のところを副市町長というふうに変更するというところでございます。この3つの規程については以上でございます。次は13頁をご覧ください。4番目の合併協議会作業部会設置規程の改正でございますが、これは、中段、市民生活部会というところに従来は地域づくり推進課長でございましたが、市民協働推進課長、これは熊本市の組織改変に伴いまして市民生活部局の主管課の変更に伴うものでございます。それから、下の方、建設部会のところでございますが、都市整備局、建設局の2局制を採ってございましたが、都市建設部局に組織改変いたしましたので、建設総務課長のところが都市計画課長に一本化されております。規程の改正

は以上でございます。

それから、17頁をご覧ください。「熊本市・富合町合併協議会委員の選任について」でございます。熊本市・富合町合併協議会規約第7条第1項第2号の規定に基づき、熊本市議会議員の改選に伴い、下記の者を選任したので報告するものでございます。熊本市議会議長、牛島弘議員でございます。政令指定都市実現に関する特別委員会委員長、再任でございます江藤正行議員でございます。政令指定都市実現に関する特別委員会副委員長、上村恵一議員でございます。以上でございます。

それから、最後に「熊本市・富合町合併協議会監査委員の選任について」19頁でございますが、協議会規約第17条第1項の規定に基づきまして、協議会の監査委員について、下記の者を選任いたしましたので報告するものでございます。熊本市の代表監査委員の交代に伴うものでございます。濱田清水熊本市代表監査委員でございます。報告案件については以上でございます。

会長

ただ今、事務局の方から報告案件として説明がございました「熊本市・富合町合併協議会規約及び関係諸規程の改正について」「熊本市・富合町合併協議会委員の選任について」「熊本市・富合町合併協議会監査委員の選任について」以上3点、報告事項でございますが、何か御質問等がございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは無いようでございますので、以上を持ちまして報告事項につきましては、終わらせていただきたいと思います。と存じます。

それでは、ここで新たに協議会委員となられました、牛島委員、江藤委員、上村委員並びに今回、協議会に出席していただいております監査委員の濱田委員、河北委員、皆様方から大変恐縮ではございますが、自己紹介をお願いしたいと存じます。それでは、牛島委員から順にお願いいたします。

牛島委員

皆さん、おはようございます。ただ今、委員の方に選任されました牛島弘でございます。どうぞ、よろしく願い申し上げます。

江藤委員

皆さん、おはようございます。江藤でございます。よろしく申し上げます。

上村委員

おはようございます。この度選任されました上村恵一でございます。よろしく申し上げます。

濱田委員

おはようございます。熊本市監査委員でございます濱田でございます。

河北委員

富合町の監査委員でございます河北清明と申します。よろしく申し上げます。

会長

はい。ありがとうございました。

それでは、議案の方に入らせていただきます。まず最初に議案の10号「平成18年度熊本市・富合町合併協議会歳入歳出決算報告」この件につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

それでは、御説明を申し上げます。23頁をご覧ください。議案第10号。こちらから「平成18年度熊本市・富合町合併協議会歳入歳出決算報告」について御説明をいたします。24頁をご覧ください。平成18年度熊本市・富合町合併協議会収支決算書でございます。一番下の方、歳入歳出差引残高でございますが、歳入10,611,046円―歳出3,861,753円、差し引きの6,749,293円でございます。これには、上部の翌年度の繰越額を見ていただきますと、先般の協議会で補正予算を御承認いただきましたが、繰越明許費といたしまして4,515,000円、基本計画調査委託経費を挙げております。これを繰り越しておりますので、実質これを差し引きいたしますと、横の不用額の2,232,247円となります。26頁をご覧ください。この、ただ今申し上げました不用額の主な内訳といたしましては、26頁の事業推進費の調査研究費でございますが、基本計画作成業務委託の経費において50万弱、それからその下の協議会だより印刷経費において75万程度の残が出ております。こうしたものによりまして、多少予定いたしました経費よりも入札等で価格が落ちたものでございます。以上でございます。

会長

ただ今、決算報告の説明が終わりましたので、それではここで監査報告をお願いしたいと存じます。

濱田委員

それでは、報告をさせていただきます。平成18年度熊本市・富合町合併協議会歳入歳出決算監査につきましては、去る5月16日熊本市役所監査委員室において、富合町の河北代表監査委員さんと共に実施させていただきましたので、その結果報告をいたします。当協議会財務規程第9条第1項に基づき調製されました、決算書及び関係書類及び預金通帳等を照合審査いたしました結果、適正に執行されていたことを認めます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。それでは、ただ今説明報告がございました議案第10号につきまして御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

平成18年度の決算報告でございますが、特にございませんでしょうか。

(質問等なしの意思表示有り)

会長

それでは、御質問等ないようでございますので議案第10号につきましては原案のとおり承認ということで、ようございますでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。議案第10号につきましては原案のとおり承認というふうにさせていただきます。

続きまして議案第11号「協議項目の追加について」につきまして御審議をお願いいたします。それでは、事務局からの説明をお願いします。

事務局

議案第11号について御説明いたします。29頁をご覧ください。「協議項目の追加について」でございます。合併協議会における協議項目に関し、次の協議項目の追加について承認を求めるものでございます。協議第42号、その他の事業の取扱いでございます。次の頁をご覧ください。前回まで41項目の協議項目ということで御提案を申し上げておりましたが、この協議項目について煮詰める中でこの41項目に納まらないものが出てまいりまして、大変申し訳ございませんが、この追加その他としてそれ以外の項目を42号として御提案をさせていただきたいというものでございます。今回、提案をさせていただいております防犯協会につきましてや、防犯灯の設置補助金等につきまして、がそういったものになるようでございます。今後提案を予定をいたしております入札事務等につきましても、他の範疇に入らないということで、申し訳ございませんがこの御提案をお願いいたすところでございます。

会長

ただ今、説明がございました議案の第11号「協議項目の追加について」につきまして御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。その他の事業の取扱いを新たに加えるということでございますが、特にございませんでしょうか。

(質問等なしの意思表示有り)

会長

それでは、御質疑等ないようでございますので、議案第11号につきましては原案のとおり承認ということでようございますでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。議案第11号につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

次に協議に入らせていただきます。協議につきましては、まず、先ほど挨拶でも申し上げましたが、前回提案分、これをお諮りさせていただきます。前回提案分の協議第5号、協議第9号、協議第26号、以上3協議項目につきましては、前回に御説明を行っておりますので、今回承認の是非をお諮りしたいと存じます。

それでは、前回提案の協議第5号「財産及び債務の取扱いについて」、ここから御審議をしていただきたいと存じます。御質問・御意見ございましたらお願いします。資料は37頁以降でございます。調整方針といたしましては、37頁の記載のとおり富合町の財産及び債務は全て熊本市に引き継ぐということでございます。ただし、富合町の財産のうち、国民健康保険療養給付支払等基金については、国民健康保険事業の取扱いの項目において別途協議を行う。というような取扱い方針となっておりますが、特にございませんでしょうか。御質問ございませんでしょうか。それでは、ないようでございますので原案のとおり協議第5号を承認ということでようございますでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

それでは、「協議第5号財産及び債務の取扱いについて」につきましては原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第9号「地方税の取扱いについて」につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いをいたします。

長曾我部委員

ちょっと気になる点をお聞きしたいと思います。この協議会はですね、政令指定都市のステップとして熊本市と富合町が協議していると。ここで決まったことはおそらく、後に続く場合、これを見習うというか、当然これが基準となってくると思うんですが、このときに地価比例の税金が入っておりますね。1㎡につき600円、これが熊本市と富合町でも地価の格差というのはたぶんあるんじゃないかなと。後に続くような場合、もっと格差のある地域もありうると。そうしたときに定額の地価比例というものが、地方の場合は、負担にならないだろうか。特に地価が安いところでは、事務所にしろ倉庫にしろ、広めに余裕を持って作っている可能性があるわけで、定額というもので考えたものが実際に負担にならないければいいのですが。

会長

長曾我部委員の方から御質問がありました資産割の1㎡600円につきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局



熊本市 主税課

主税課でございます。資産割の1㎡につき600円ということでございますけど、これが高いのか安いのかというお話でございますが、これは私どもの方で設定しております、1,000㎡を超える事業所、また従業者数が100人を超えるものについて、資産割と従業者割ということで設けているところでございまして、これにつきましては600円ということで対象面積についてはですね、課税させていただきたいと考えております。

会長

広域の方から、何か補足して説明があればお願いいたします。

事務局

ここの趣旨はですね、調整対象になったのがですね、この1㎡辺り600円という金額は、双方の事務方での調整対象ではございませんで、基本的には事業所税は現在富合町には掛かっていないと。熊本市に合併した場合には掛かってくるということでどうするかということでございまして、5年間の猶予期間を設けようということがお諮りする内容ということでございます。600円が作業部会の中で議論になったということではございません。

会長

5年間の猶予期間をもって、激変緩和といいますか、対応をしたいという調整方針だという説明でございます。いかがでございましょうか。

長曾我部委員

1つはですね、土地が地方の場合、特に安いところは20,000円とか、場合によっては10,000円というような土地の場合もあるのではないかなど。坪あたりですね。そうすると600円ということは1,980円ですか。坪あたり。かなりの土地の比率から言えば高いなという感じですね。

もう1つは、これから始める場合は定めがあるから覚悟の上で建てようとか作ろうということになるからわからんけど、今までであるところに対して5年間見とるからいいじゃないかということで、それにしても負担が重いんじゃないかならうかと考えた次第です。

その判断はおまかせしますが問題点であるということで申し上げたわけでございます。

会長

事務局の方から補足説明はございますか。

事務局

そういう御意見としてはお伺いしますが、調整方針としてはこういう形が出ているということでございまして、資産割りを変更ということは調整方針として出ておりませんので、この調整方針について御審議をしていただくということでお願いしたいと思っております。よろ

しくお願いいたします。

会長

委員の御懸念としてですね、御発言をいただいたということでその御意見につきまして、しっかりと受け止めさせていただきたいと思います。

他に何か御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

原田委員さんお願いいたします。

原田委員

長曾我部委員がおっしゃってる該当する様なのが、富合町に現在いくつぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

会長

これは、事務局の方から出ますか。

森川委員の方から手が挙がっておりますので、まず森川委員さんの方から御発言をいただきます。

森川委員

実を言いますと、私も会社経営やっつていましてこれに該当します。建物の床面積に課税されるもので、私が経営している会社も1,400㎡ぐらいありますんで、該当しますというのは事実なんで、個人的な意見ですけれども、例えば課税される場合、私どもの会社でも年間90万くらい発生するのは私も考えております。これ考え方なんですけれどもその分事業所としては、例えば熊本市の今度はいろんな行政を受けられることになると、そういった部分のことを考えても逆にいうと負担になるのかなと。一方で公租公課ですので会社としては経費で落とせますので、この分法人税の分とかが利益が減りますので、法人税が減りますんで90万丸々お金が増えるということではないと。私の場合は払っても、熊本市と合併することでいろんなビジネスの面でもプラスになる面があるのかなという判断はしております。もちろん、他の事業所の皆さんがどう考えられるのかは、それぞれによりますけれども。一応私の場合はこれは、そういった部分で熊本の行政サービスを受けるとその部分是对価ということで考えております。

会長

ありがとうございました。森川委員さんから事業所税についての考え方とございますか、御発言をいただいたところでございますが、事務局の方から、先ほどのお尋ねについてお願いいたします。

事務局

先ほどの御質問についてでございます。事業所の家屋の総床面積にかかる資産割の対象になっているのが、現在、富合町では23件でございます。

会長

23事業所ということでした。原田委員さん、ようございますでしょうか。他に何か御意見・御質疑等ございましたらお願いします。特にございませんでしょうか。他、御質疑等ないようでございますなら、協議第9号「地方税の取扱いについて」につきましては、原案のとおり承認ということでございますでしょうか。ようございますか。

(承認の意思表示有り)

会長

それでは、原案のとおり承認ということで取り扱わせていただきます。続きまして、協議第26号「納税関係事業の取扱いについて」につきまして御意見・御質問等ございましたらお願いをいたします。資料が53頁以降になります。

協議第26号「納税関係事業の取扱いについて」、調整方針といたしましては合併後、熊本市の制度に統合する。ただし、口座振替制度、納税組合、納期及び納付書の発送については、合併年度は必要な経過措置を設けるという調整方針の案が出ております。特に協議第26号につきましては、御意見・御質問等ございませんでしょうか。

(質問等なしとの意思表示有り)

会長

それでは、御意見・御質問等ないようでございますので協議第26号「納税関係事業の取扱いについて」は原案のとおり承認ということでございますでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第26号につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議(2)の今回提案に入らせていただきます。今回、提案の協議第12号から協議第42号までの、先ほど申し上げました15協議項目につきまして最初の協議になりますので、これまで同様、委員の皆様にご説明を行いました上で、一旦お持ち帰りいただきまして、御検討をいただき次回の第5回目の協議会で承認の是非をお諮りしたいと考えております。よろしくごお願い申し上げます。

それでは、協議第12号「特別職の身分の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

今回15項目を提案いたしておりますが、この状況についてまず御説明をしておきます。協議項目といたしましては、今回全事業出せるもの、もしくはある程度、まとまって出せるものというものを、その1、その2というふうに協議項目を提案させていただいております。この中には、今後地域自治組織や広域連合とかに関わりますものもございます。あ

るいは、関係団体との調整が必要なものもございまして、といった調整もございまして、次回以降にそういった事項については、提案をさせていただきたいと考えております。

それでは、協議第12号の「特別職の身分の取扱いについて」につきまして御説明を申し上げます。63頁でございます。特別職の身分の取扱いについて承認を求めるものでございます。特別職の身分の取扱いについては、次のとおり取扱うものとする。(1) 富合町の常勤の特別職（教育長を含む）については、失職するものとする。(2) 富合町の非常勤の特別職のうち行政委員会の委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職にかかる事務事業の内容に沿って協議、調整する。(3) 農業委員会委員の取扱いについては、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの項目におきまして別途協議を行うものでございます。(4) 富合町の消防団員の取扱いについては、消防防災の取扱いの項目において別途協議を行うものでございます。65頁に同様のことを書いておりますが、その内訳にいたしましては、66頁67頁をご覧ください。ただ今、申しあげました特別職の状況の一覧でございます。1番の常勤の特別職は以上ようになっております。それから、その下に非常勤の特別職のうち、まず、行政委員会の委員の方を出しております。うち、農業委員会の委員につきましては、別途協議ということでございます。それから右の頁にいきまして、その他の審議会等の委員でございます。同一の委員等につきましては、統合するような形になるかと存じますが、独自の委員等につきましてそれぞれの事務事業の内容に沿って協議調整をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明がございました協議第12号につきまして御質問・御意見等ございませんでしょうか。特にごございませんでしょうか。それでは、ないようでございますので、次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、協議第21号「国民健康保健事業の取扱いについて(その1)」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

協議第21号「国民健康保険事業の取扱いについて(その1)」でございます。69頁でございます。国民健康保険事業の取扱いについて承認を求めるものでございます。国民健康保険事業の取扱いにつきまして、1番目、国保料(税)率については、5年間の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の例により統合するものでございます。徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例により統合するものでございます。それから、2番目といたしまして、国保健康づくり事業については、合併時に熊本市の例により統合するものでございます。

71頁の個票をご覧ください。この5年間の負担調整期間と申しますのは、右の方に書いておりますが、年20%ずつ熊本市の水準に近づける予定でございます。そして、この調

整期間内に料率の改定が行われた場合には残りの年数において、当分に負担調整割合を算定するものでございます。

それから72頁をご覧ください。国保健康づくり事業でございます。これは、鍼・灸・あんま助成事業等共通の事業もございしますが、市の方では加えて人間ドック助成事業等行っております。鍼・灸・あんまにつきましても、助成額回数と市の方が若干多くなっております。というような事業内容となっております。以上でございます。

会長

ただ今、説明のありました協議第21号「国民健康保健事業の取扱いについて（その1）」につきまして、何か御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。もし、ないようでしたら、次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

（了承の意思表示有り）

会長

次の項目に移らせていただきますが、移りました後でも何か気になることがございましたときには、また、御質問いただいても結構でございますし、先ほど申し上げましたように最終的な議決といえますか、第5回になりますので、第4回終了後にお尋ねいただいても当然結構でございますので、どうぞ、十分ご覧いただきまして、いろいろと御質疑等をいただければというふうに思います。

それでは、次の項目に移らせていただきます。続きまして、協議第22号「介護保険事業の取扱いについて（その1）」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

それでは、73頁をご覧ください。協議第22号「介護保険事業の取扱いについて（その1）」でございます。介護保険事業の取扱いについて承認を求めるものでございます。介護保険事業の取扱いにつきましては、介護保険事業計画が平成18年度から20年度が第3期、平成21年度から23年度は第4期となっております。これは、両市町共通の法によるものでございますので、そういう体制になっております。

まず、1番目介護保健事業のうち、下記の3つの事業につきましては熊本市のみの事業につきましては、第3期介護保険事業計画期間中につきましては現状のままとし、第4期介護保険事業計画から熊本市の事業として継続するものでございます。以下の家族介護者教室開催、家族介護者リフレッシュ事業、高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業でございます。

それから2番目、介護保険事業のうち介護保険料につきましては、第3期介護保険事業計画期間中は現状のままとし、第4期介護保険事業計画から熊本市の例に統合することでございます。

3番目、介護保険事業のうち下記の富合町の事業、食の自立支援事業につきましては第3期介護保険事業計画期間中は現状のままとし、その後の取扱いについては平成20年度

までに、検討いたすものでございます。75頁から個票を付けております。75頁の家族介護者教室開催につきましては、地域包括支援センターを運営する社会福祉法人等が基盤となりましてやっております事業でございますが、毎年200回弱事業が行われてまいります。

76頁、家族介護者リフレッシュ事業でございます。それから77頁、高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業でございます。この3つは熊本市のみの事業でございます。これにつきましては、シルバーハウジングに居住する高齢者に対する生活援助員の派遣の支援制度でございます。

78頁79頁でございます。介護保険料について記載をいたしております。21年度から第4期から熊本市の例に統合するものでございます。月200円の保険料の差がございますが、保険料率の段階が高所得分で段階が1つ熊本市の方が多く段階分けがなっておるという違いがございます。

それから80頁、食の自立支援事業でございます。これにつきましては、富合町のみで行われている事業でございます。特定高齢者または、通常サービスが困難な支援要介護者への食事の提供でございます。これにつきましては、第3期は現状のままでございまして、20年度までにそれ以降の取扱いについて検討するというものでございます。以上でございます。

会長

ただ今、協議第22号「介護保険事業の取扱いについて（その1）」につきまして説明がりましたが、何か御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

松永委員

80頁のですね、「食の自立支援事業」ということで、うちの方でもちょっと説明があったんですが、富合町のみということなんで、今回提案ということでもちょっとお聞きしたいことがあるんで、特定高齢者ということは私達の方では高齢者または高齢者の夫婦という形でお聞きしております。その中で第3期までは、そのまま継続という形で、第4期からまたは平成20年度までに検討するというものでございますけど、現状で熊本市はこれが該当がないということで、これは民間委託か何かされているのかお聞きしたいんですが。

会長

今の松永委員さんからの質問についてお願いします。

事務局

熊本市 介護保険課

熊本市の介護保険課です。熊本市はこれに該当する事業自体が行ってないということで、事業自体がないというふうにお考えいただいて結構です。

松永委員

そこで我々が、町として懸念されるのが、これをカットされればまったく受けられないのかという懸念があったものですから、次に質問する事項なんですけれども、この事業は民間委託でもぜんぜんやってないということなんですかね。

事務局

熊本市 介護保険課

熊本市ではこういう事業はやっておりません。週1回以上のサービスというのは。ですので、平成20年度までに検討して今後どうやっていくかということが議論のテーブルに載るかと思います。

松永委員

ちょっとなんとなくわかんないですけども、次回に質問させていただきたいと思いません。

会長

ようございますでしょうか。

それでは、原田委員さんお願いします。

原田委員

今までは熊本市にあっても富合町にないというのが多かったんですが、今度は富合町があつて熊本市にないからこれは、なしとするよりも、介護を見ましたときは、これからは病院に長く入院するよりも、地域で食事とか診てあげるという時代に入っていると思うので、これは20年度までに熊本市でも民間であれ行政であれ、検討していただきたいなあとは思います。

会長

先ほど、調整方針といいますか御説明しておりますように介護保険事業計画が20年度までの計画でございますので、それ以降の中でこの事業をどうするかというようなことを、それぞれの担当課によって協議を検討してもらおうと、いうことでございます。今の段階で20年度でなくなるとか、そういうものではございません。確かに方向性といいますか、原田委員のおっしゃったようなこともございますので、しっかりと21年度以降の計画をどうするかという中で、この扱いというものを決めていくことになろうかというふうに思います。

どうぞ、他にございましたらお願いいたします。

上村委員さんお願いいたします。

上村委員

介護関係に限ったことではないわけなんですけれども、事業の調整の基本的な考えとしてですね、調整をする場合には双方の住民にとって、これまで以上にメリットといいますかプラスになるような調整の仕方をやってもらうことを基本に据えて考えなければならな

いと私は思っております。そうしたことから考えますと今の富合の方でやっている事業が熊本市でやっていないということですので、これを熊本市に合わせるということではなくて、会長の方から言われたように、これから今までの富合の事業も十分尊重しながら吟味をしながら審議をして双方の住民にとってプラスになるような調整の仕方をやっていただきたいと要望しておきます。

会長

分かりました。今後の調整方針の中でただ今の委員の御意見をしっかりと受け止めさせていただきたいというふうに思います。

どうぞ、介護保険事業につきまして他に何か御意見・御質問等ございませんでしょうか。他ございませんでしょうか。ないようでしたら、次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

続きまして、協議第25号「広報広聴関係事業の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

それでは、81頁でございます。協議第25号「広報広聴関係事業の取扱いについて」でございます。広報広聴関係事業の取扱いにつきましては、合併時に熊本市の例により統合するものでございます。ただし、広報紙の配布方法については、行政連絡機構の取扱いの項目において別途協議するものでございます。

83頁をご覧ください。2項目ございますが、行政相談の方でございます。これは熊本市の例に統合するものでございますが、行政の一般の相談でございますとか、専門家が応じます特別相談でありますような市独自の相談受付体制を熊本市はとっております。

それから84頁でございますが、今申し上げました広報紙の取扱いについてでございますが配布方法につきましての双方の調整がおりますので、行政連絡機構の取扱いにおいて別途協議するものでございます。以上でございます。

会長

事務局から説明がありました協議第25号「広報広聴関係事業の取扱いについて」、何か御質問があればよろしくお願いいたします。ございませんでしょうか。

(質問等なしの意思表示有り)

会長

それでは、ないようございますので、次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。



(了承の意思表示有り)

会長

続きまして、協議第26号「納税関係事業の取扱いについて(その2)」について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

85頁でございます。協議第26号「納税関係事業の取扱いについて(その2)」でございます。納税関係事業のうち、コンビニエンスストアでの市税収納の事業につきましては、新市の事業として継続するものでございます。ただし、合併年度において納付書を発送済みの場合には次年度より実施するものでございます。

87頁をご覧ください。市の方で軽自動車税につきましては、平成19年度課税分から、市県民税・固定資産税につきましては平成20年度課税分から実施予定となっております。富合町のコンビニにおいてもこういったことが利用できるということで提案をさせていただいております。以上でございます。

会長

ただ今の協議第26号「納税関係事業の取扱い(その2)」につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。それでは、次の項目に移らせてもよろございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、次の項目に移らせていただきます。続きまして協議第28号「交通関係事業の取扱いについて」につきまして事務局からの説明を求めます。

事務局

89頁でございます。協議第28号「交通関係事業の取扱いについて」でございます。交通関係事業のうち下記の事業につきましては、合併時に熊本市の例により統合するものでございます。交通傷害保険、交通安全協会でございます。

91頁をご覧ください。そのうち交通傷害保険でございますが、熊本市の方には、市民交通傷害保険という独自の保険制度を作っております。1口480円、死亡の場合の保険金の場合には限度額100万円ということで2口まで加入が可ということで2口の場合200万という制度がございます。町の場合には、町で県の市町村総合事務組合が行っておられる交通災害共済見舞金に加入されております。死亡については10万円というような内容となっております。補償が高くなるというようなことで市の例により統合する提案をさせていただいております。

92頁の交通安全協会でございます。これは、方針を申し上げましたが補助金につつま

して、もし、富合町の警察署管轄地域が現状のままであった場合には、別途検討を行うということでございます。現在宇城警察署の所管でございますので、そういう取扱いをさせていただきたいと考えております。以上でございます。

会長

協議第28号「交通関係事業の取扱いについて」、何か御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

森川委員さんお願いいたします。

森川委員

協議項目とは直接関係ないんですが、警察署の話が出たんですけれども調整項目の具体的内容で、警察署の管轄がどうなるのかというので調整方向が変わるということが出てるんで、そこらへんの見通しとか、過去の合併の事例で警察署の管轄とかがどうなったかという事例を教えていただければと思います。

会長

事務局からお願いします。

事務局

警察につきましては、県警本部とですね、現在合併に関して富合町と協議をしている情報を交換しながら、県警本部の中でも今、検討を始めておられるという状況でございます。例えば、山都町が合併したときに蘇陽町が高森警察署からこちらの方の山都警察署の方に管轄が変わったという例はございます。そういうことなので、管轄が変わるということもあるということでございます。

会長

現状がそういうことでございますがよろございますでしょうか。

どうぞ、他にございましたらお願いいたします。他、ないようでございますなら、次の協議項目に移ってもよろございますか。

(了承の意思表示有り)

会長

次の協議項目に移らせていただきます。協議第30号「保健衛生事業の取扱いについて(その2)」につきまして事務局の方からお願いします。

事務局

93頁でございます。協議第30号「保健衛生事業の取扱いについて(その2)」でございます。まず1番目といたしまして、保健衛生事業のうち、下記の9つの事業につきましては、合併時に熊本市の例により統合するものでございます。肺がん検診、胃がん検診、

大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、妊婦健診、結核健診、これが7つございます。それから、インフルエンザ予防接種、個別予防接種が2つございます。

それから2番目、保健衛生事業のうち基本健康診査につきましては、医療制度改革に伴いまして平成19年度で終了するものですから、平成20年度から医療保険者が行う特定検診へ移行いたします。今後その手法について検討していくものでございます。

95頁からご覧下さい。肺がん検診から記載をいたしておりますが、実施期間が変わってはまいります、違いがございますが、個人負担金につきましては市の方が400円の無料、喀痰検査が新たに加わるといようなメリットがございます。

96頁の胃がん検診につきましても、実施期間は変わってまいります負担金が若干低くなるということがございます。それから大腸がん検診につきましても、同様に個人負担金において、安くなるということがございます。

それから98頁の子宮がん検診でございますが、これにつきましては、市の方が偶数年齢で、町の方が奇数年齢で検診の実施がとおるという実態がございます。これにつきましては、右に書いておりますように対象年齢が合併年度、合併次年度に富合町が全年齢受診といたしまして、翌年度から偶数年齢とすることといたしたいと考えております。それから実施場所につきましては、市の方が医療機関、富合町の方が雁回館という集団検診になっております。実施期間及び場所につきましては、受診できる医療機関が現在、近くにごいませんので、当分の間、検診車での集団検診を実施するものでございます。それから乳がん検診でございます。これも偶数年齢と奇数年齢という対象の違いがございます。同様に対象者の年齢につきましては、合併年度または合併次年度に富合町が全年齢受診といたしまして、翌年度から偶数年齢とするものでございます。実施期間場所につきましても、今と同様でございます、当分の間、検診車での集団検診を実施するものでございます。個人負担は若干軽くなっております。それから100頁の妊婦検診をご覧下さい。これにつきましては、市の方が超音波検査が加わっております。この検診につきましては、両市町、個人負担はございません。それから結核検診でございますが、個人負担が無料ということになるものでございます。

それから、102頁インフルエンザ予防接種でございます。接種場所につきましては、市の方指定の医療機関ということになっております。接種場所につきましては、当分の間下益城医師会に属している医療機関と個別委託契約を結ぶものでございます。個人負担につきましては、2,500円が負担なしになります。それから、103頁の個別予防接種につきましては、これにつきましても接種医療機関の方がかかりつけの医療機関ということに富合町はなっておりますが、現在小児科医が富合町にごいませんので熊本市内であったり、宇土市や宇城市、城南町等の医療機関でされております。当分の間、熊本市以外の医療機関との個別委託契約を継続するものでございます。それから、最後になりますが、104頁基本健康診査でございます。申し上げましたように医療保険者が行う特定健診へ移行いたしますので、その手法について今後検討していくものでございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明がございました協議第30号につきまして御質問・御意見等ありましたらお願いいたします。特に御質問等ございませんでしょうか。ないようでございますなら、次の協議項目に移ってもようございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、続きまして協議第31号「各種福祉制度の取扱いについて（その2）」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

105頁でございます。協議第31号「各種福祉制度の取扱いについて（その2）」でございます。各種福祉制度のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合するものでございます。敬老の集い、敬老祝品支給等、災害見舞金等、ひとり親家庭等医療費助成事業、乳幼児医療費助成でございます。107頁をご覧ください。敬老の集いですが、富合町の方17年度までは実施されておりましたが、決算で出ておりますが18年度以降行革等の絡みで廃止をされております。金婚式等の伝達式のみをやっておられるということでございます。それから108頁の敬老祝品支給等につきましては、それぞれ若干対象年齢等、祝品・祝金との差がございます。それから109頁の災害見舞金等でございますが、死亡の場合の弔慰金の差はございますが、見舞金の種類といたしましては、市の方は、全焼だけでなく災害の状況に応じた設定がございます。それから110頁のひとり親家庭等医療費助成事業でございますが、これは制度としては変わりございませんが、助成方法として市の方は基本的には現物給付で、3分の1をその場で支払えばよいということで便利ではなかろうかと考えております。それから乳幼児医療費助成でございますが、これは、市の方は医科で2歳、歯科で4歳までは無料でございますが、全体的に相対的に熊本市の方が自己負担が少ない形になっております。先ほどありましたように、支給方法も基本的には現物で便利となっております。次の頁もこの制度の手続き的などころでございます。以上でございます。

会長

ただ今、「協議第31号各種福祉制度の取扱いについて（その2）」につきまして、どうぞ何か御質問がありましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。ないようございましたら、次の協議項目に移ってもようございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

続きまして、協議第33号「環境対策事業の取扱いについて（その2）」につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

113頁でございます。協議第33号「環境対策事業の取扱いについて（その2）」でございます。環境対策事業のうち下記の熊本市のみの事業については、新市の事業として継続するものでございます。人工かん養促進事業、水資源有効活用促進事業の2つの項目でございます。115頁に人工かん養促進事業の内訳を書いております。これはビニールハウスのかん養対策でございまして、雨水浸透施設への設置補助金でございます。それから116頁の水資源有効活用促進事業につきましては5事業ほど挙げてございますが、2番目の雨水貯留施設助成につきまして一般家庭の貯留タンクを実施するものでございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明がありました協議第33号について、何か御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。ないようでしたら、次の質問に移ってもよろしいでしょうか。

（了承の意思表示有り）

会長

続きまして、協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて（その2）」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

119頁でございます。協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて（その2）」でございます。1番目、農業振興地域整備計画変更については、合併後3年を目途に統合のための計画変更を行い、農業振興地域整備促進協議会につきましては、農業振興地域整備計画の変更時期に併せ、熊本市の例により統合するものです。2番目、農業構造改善事業補助金につきましては、現行どおり存続する。3番目、農業生活研究グループ連絡協議会補助金については、合併後、速やかに廃止する。4番目、農産物新品種導入補助金及び酪農ヘルパー補助金につきましては、3年間は現状のままとし、その後は廃止する。5番目、農林水産関係事業のうち下記の事業については、熊本市の例により統合する。生産体制強化対策事業、畜産振興事業、基盤整備事業、単県土地改良事業、農業用施設災害復旧工事、農業委員会あっせん基準、農業委員会諸証明手数料、6番目、農区長制度につきましては、新市の制度として継続するものでございます。121頁からご覧下さい。農業振興地域整備計画変更でございますが、これは全体見直しを熊本市の方で平成18年度、富合町の方で平成15年度に行っております。合併後3年を目途に計画を変更するものでございます。次の頁でございます。農業振興地域整備促進協議会でございます。この計画の変更時期に併せまして、統合するものでございますが、農業振興計画が一本化するまでこの協議会で完了いたしまして、計画変更につきましては統合された協議会で行うという予定でございます。123頁でございます。農業構造改善事業補助金につきましては、平成11年度の台風被害によりますハウスリース事業を10年間で債務負担行為を組んでおりまして、この補助金を当然存続して支出するものでございます。次の頁でございます。農

業生活研究グループ連絡協議会補助金につきましては、これは、同様の研究グループが熊本市の方も14グループ程ございまして、こういった同様の活動で今後はお願いしたいというものでございます。次の頁でございます。農産物新品種導入補助金でございます。これまでの経緯を考慮し、3年間は現状のままといたしましてその後、廃止するものでございます。実績といたしましては、平成14年度、16年度に出てきておりますが、その後は実績はあっておりません。それから、次の頁でございます。酪農ヘルパー補助金でございますが、これもこれまでの経緯を考慮いたしまして、3年間は現状のままとし、その後、廃止するものでございます。県酪連からも出ておりますが、それに対して町で上乗せの補助金をされておる部分でございます。それから、次の頁の生産体制強化対策事業につきましては、団体助成につきましては、市町同様の助成がございまして、その他は市の独自メニューの支援経費でございます。次の頁、畜産振興事業でございます。これも、団体助成につきましては同様のものがございまして、総合対策経費とその他の事業メニューが支援経費がございまして、それから、次の頁の基盤整備事業でございます。うち、農業用排水施設につきましては、富合町の地元10%、熊本市の方は地元0%になるものでございます。富合町の方で書いてございますのは、町として事業計画をされてらっしゃるという計画でございます。次の頁、単県土地改良事業でございますが、これは用排水路の回収及び道路改良舗装でございますが、地元負担として20%でございますが、市の制度では0ということになっております。それから、農業用施設災害復旧工事につきましては、地元負担につきましては50%、農地の場合、市の場合は40%、施設の場合は0%、用水施設は40%というような違いがございまして、次の頁をご覧ください。農業委員会あつせん基準でございます。これは、農地移動の適正化を踏むために農業委員会であつせん基準を定めているものでございます。市の例により統合するものでございます。下の農業委員会諸証明手数料につきましては、300円というふうに市の方では取っておりますが、無料が有料になりますが、市の例により統合をいたすものでございます。それから134頁の農区長制度でございます。これは富合町の方では、ない制度でございますが、今の市の基準でいくと、2農区程度、富合町の方では新たに統合すればなってくるというものでございます。以上でございます。

会長

ただ今、協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて（その2）」につきまして、何か御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

松永委員さん、お願いいたします。

松永委員

129頁の基盤整備事業なんですけれども、富合町の方ですね、ようするに農業用水施設の負担率の中で下の木原地区と南田尻地区、志々水地区ということで事業期間が平成23年度から、もしくは平成22年、平成25年度以降と書いてあるんですが、これは、熊本市の例に統合するということは、負担内容と思うんですが、事業内容に関してはどうなっているのでしょうか。

会長

今の松永委員さんからの質問に対して事務局の方からお願いします。

事務局

熊本市 耕地課

耕地課でございます。たぶんこれは、県の方にですね、事業管理計画の中で手を挙げられているんじゃないかと思います。ですから、その状況で事業実施という形になってきたと思います。

松永委員

わかりました。

会長

ようございますか。少し、項目が多ございましたけれども何か御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。他にございませんでしょうか。他にないようでしたら、次の協議項目に移ってもようございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、移らさせていただきます。協議第35号「商工・観光関係事業の取扱いについて(その2)」につきまして事務局からの説明を求めます。

事務局

135頁でございます。協議第35号「商工・観光関係事業の取扱いについて(その2)」でございます。1番目、企業立地促進事業につきましては、熊本市の例により統合するものでございます。ただし、合併時に富合町の条例に基づきまして指定を受けている企業等については現行どおりといたすものでございます。2番目、商工会補助金については、現行どおり存続するものでございます。3番目、商工・観光関係事業のうち、下記の熊本市のみの事業につきましては新市の事業として継続するものでございます。中小企業団代等支援事業、中小企業金融対策事業、経営相談事業、労働環境・福祉向上事業でございます。137頁をご覧ください。企業立地促進事業でございますが、熊本市の方は補助制度で立地促進条例において定めたものを持っております。町の方は、固定資産税の不均一課税という形で条例を作られております。3ヵ年1.4%を0.7%にされる不均一課税でございますが、合併時に既に、条例に基づき、富合町の方で指定を受けている企業さんにつきましては、現行の条例対象とするものでございます。それから次頁でございます。商工会補助金につきましては、存続するものでございますが、富合町の商工会は18年度で350万でございますが、だいたい河内町と会員数と補助金の額において、近い水準でございますが、だいたいバランスがとれております。それから、次の頁でございますが、中小企業団体支援事業、これ以降は熊本市の独自の事業でございますが中小企業団体への、団体助成事業でございます。それから商店街等への補助でございます。次の振興助成条例に

基づく助成といいますのは、経営基盤の強化や中小企業の高度化に関する事業に対する助成でございます。次の頁は中小企業金融対策事業ということで、商工資金の貸付でありましたり、利子補給でありましたり、次の頁に書いてございます信用保証料の補給でありましたりという、金融の支援でございます。それから、143頁からは経営相談事業でございます。サポートプラザを運営して、それぞれ中小企業診断士によります相談に応じましたり、経営相談事業をやりまして、その派遣を行いましたり、次の頁でございますが起業家支援のプログラムも用意をいたしております。それから、次の145頁からは、労働環境・福祉向上事業でございます。これにつきましては、中小企業の労働環境の改善ということで中退金の共済助成制度への助成でありましたり、次の頁の福祉共済事業への補助でありましたり、そういった助成支援事業がございます。以上でございます。

会長

ただ今の、協議第35号「商工・観光関係事業の取扱いについて（その2）」につきまして、何か御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

江野委員

商工とですね、町のイメージアップについてお尋ねしますけれども、今、わが町は新幹線車両基地の工事が着々と進んでおりますけれども、そこで考えますと、熊本県や熊本市に全国から修学旅行団が来ると思いますが、熊本城とか水前寺公園とか阿蘇とかに来ますが、富合が新幹線の車両基地の工事が進んでおりますので、是非観光ルートに1つに工事をですね、子供たちに見学させるならと、今私の方も思っておりますので、少し観光マップにその辺を載せていただけるなら、町のイメージアップにもなりますしですね、何か考えはございませんでしょうか。

会長

事務局の方から何かお願いします。

事務局

現在、基本計画を作っております。いずれ御審議いただきますが、その中で車両基地の問題も取り上げさせていただくということで、富合町の貴重な資源というようなことで取り上げさせていただくことになると思っておりますので、その後観光の話とか繋がってくるのではないかというふうに思います。

会長

ようございますでしょうか。

江野委員

了承の意思表示有り

会長



森川委員さんお願いします。

森川委員

すみません。基本的なことになるかと思えますけれども、熊本市の方は商工会議所と各地域の商工会という形に分かれています。富合町は商工会だけですけれども、商工会議所と商工会の違いを、だいぶ規模も違いますので、そこらへんを紹介してもらえればと思います。

会長

事務局の方からお願いできますか。

事務局

熊本市 商業労政課

1つは、あのきちんとした法律が会議所の法律と商工会の法律が違います。1つの行政団体に商工会議所・商工会があります。商工会の合併については、商工会自らが対応していくものであり、市町村行政の一体性の観点から合併を推進していく必要があると考えますが、法的な整備等を考慮し国等の動きを見ながら当面は広域連携で対応するとの県からの御意見をいただいております。

会長

追加で何かありますか。

事務局

ただ、この場合は富合町は商工会は残るということで調整をさせていただいているということでございます。

会長

森川委員さん、ようございますか。

森川委員

了承の意思表示有り。

会長

特に他ございませんでしょうか。次の項目に移ってもようございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、次の項目に移らせていただきます。続きまして、協議第36号「建設関係事業の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

147頁でございます。協議第36号「建設関係事業の取扱いについて」でございます。1番目、建設関係事業のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合するものでございます。道路法による新規道路の認定基準、里道の整備（補助金・交付金）、道路占用料、河川の維持管理、2番目、市（町）営住宅使用料の算定につきましては、合併時に熊本市の例により統合するものでございます。ただし、富合地域におきましては、既存施設の建替え等が行われるまでの間は、利便性係数の調整等により合併前の水準とするものでございます。149頁をご覧ください。新規道路の認定基準につきましては、舗装、側溝整備費や登記費用等は現在制度としては、熊本市が負担しております。統合すれば個人負担軽減となるかと思われまます。次の頁でございます。里道の整備（補助金・交付金）でございます。富合町におきましては、里道の整備を地区の方で実施された場合に4割を補助されております。これを今後は市の直営で行うというものでございます。市の方は直営でこういったことを実施しております。それから、道路占用料につきましては、占用条例が富合町はございませんので、占用料が徴収してございません。実際のものとしたしましては、九電やNTTといったものが考えられますが、こういったものを徴収していくということになります。次の頁でございます。河川の維持管理でございます。この違いといたしましては、砂防指定地の浚渫に対する補助を富合町の方でされておりますが、熊本市の方では直接実施いたすものでございまして、そういう形にするものでございます。それから、住宅使用料の算定につきましては、立地係数等が両方で違いますものですから熊本市になりますと、どうしても高くなりますが、利便性係数等で0.5までできるという規則の存在がございまして、それを活用しまして使用料につきましては、合併前の水準とするものでございます。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第36号につきまして、何か御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

ないようでございますなら、次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

（了承の意思表示有り）

会長

それでは、次の協議に移らせていただきます。続きまして、協議第40号「教育関係事業の取扱いについて（その2）」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

155頁協議第40号「教育関係事業の取扱いについて（その2）」でございます。1番目、合併後も新市（富合地域）の事業として現行のとおりとする。小中一貫教育についてでございます。2番目、市立高校の通学区域については、合併時に熊本市の例により統合

するものでございます。3番目、合併時に熊本市の例により統合するものとしたしまして、地域公民館への補助金、学校図書館充実事業でございます。4番目、育英奨学金（育英事業）につきましては、合併時に熊本市の例により統合するものでございます。ただし、合併前の貸付継続者・返還者がいる場合はそれぞれの貸付・返還が終了するまでは従前の制度を適用するものでございます。5番目、教育関係事業のうち、下記の2つの熊本市のみの事業につきましては、新市の事業として継続するものでございます。青少年育成会議、青少年健全育成事業でございます。157頁をご覧ください。小中一貫教育について書いてございます。これは、富合町の方で教育特区として事業を展開されておりますものでございます。小中9年間を前期中期後期、4年3年2年に分けまして実施をしております。独自の特色ある教育としてモデル的な事業として継続するものでございます。それから159頁をご覧ください。高等学校の通学区でございますが、市立高校につきましては、当然熊本市になれば対象になるというものでございます。参考までに県立の高校の一覧も載せておりますがこれは、県教委の取り扱いとなりますので参考事例でございます。それから、次の頁をご覧ください。地域公民館への補助金でございます。これにつきましては、運営費の補助が町の方ではございませんが、資料はございます。それから、工事への%、営繕費の%、5割が50%、4割が60%、というようなメリットがございます。それから、借家料についても補助があるというような違いがございます。それから次の頁でございますが、学校図書館の充実事業でございます。この中のものとしたしましては、まず司書業務の補助委員につきましては、富合町小中学校について、熊本市の基準により配置するものでございます。一日5時間の司書業務補助を置いているものでございます。それから、学校図書館の蔵書整備につきましては、富合町小中学校を含めた全体的な計画により整備するものでございます。そして、下の頁でございますが図書管理・検索システムにつきましては、熊本市のシステムを導入するものでございます。それから図書館資源ネットワーク、これは他の学校や図書館の本を借りられるシステムでございますが、これは富合町も含めた形で今後実施するものでございます。次の頁でございます。育英奨学金でございますが、これは、市の方は日本学生支援機構の奨学金と同水準でございます。継続者そして返還が6年以内ということもありまして、その間は現在の貸付制度を適用するものでございます。それから、次の頁でございます。青少年育成会議は、同様な事業を行っている会議でございます。次の頁、青少年健全育成事業につきましては右の方、ちょっとご覧いただきたいと思いますが補導部会が行っておられます、街頭補導につきましては熊本市の青少年指導員委嘱の方で実施をいたすと。それから、町民会議の防犯部会が行っておられる防犯活動につきましては、熊本市校区防犯協会の制度・補助金の中で実施すると。それから、子ども会スポーツ大会の実施につきましては、子ども会主催の事業として実施するか、あるいは次の頁の中学生地域交流推進事業というものがございまして、こうした中学生も含めた大会に変更して実施するのかを検討していただくものでございます。以上でございます。

会長

協議第40号「教育関係事業の取扱いについて」につきまして、何か御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

どうぞ、内藤委員さんお願いいたします。

内藤委員

教育特区の件でございますが、富合町独自で継続するとなっておりますけれども、継続するにあたって長期間なのか、期間限定なのか。それから今、富合町独自ということで、町外の保護者からクレーム等があった場合の対応策はどのように考えておられるのかお聞きしたいのですが。

会長

それでは、ただ今の質問に対して事務局からよろしいですか。

事務局

富合町 教育委員会

小中一貫につきまして、現在特区と受けておりました特区の期限は一応ないと。

一応、全国的にあるということで、小学校の方に英語を取り入れる計画も出されておりますので、全体的な変更がございました場合には、見直すとか。あと、5年間くらい期間をおきまして、効果を検討するというようなことはしております。

内藤委員

もし、何かクレーム等があった場合の対応策をお願いします。

事務局

富合町 教育委員会

国のほうで検討するというか、あの、学校を選ぶという話も出ておりますけれども、今のところは、町内居住者。教育委員会の方で、特別に認めたとか、一時期ありましたけれども富合の方に現在家を建てておられる、5月くらいに完成ということで新小学1年生の生徒は認めております。特例がらみについては認めておりません。以上です。

会長

ようございますか。

内藤委員

了承の意思表示有り。

会長

森川委員さんお願いいたします。

森川委員

実際、私の子どもがこの制度で授業受けています。末年まで今年、PTAの役員をしておりますが、この間PTAと学校関係でお話しする機会があったときに、基本的に3年目ですけど、効果が徐々に出てきている。特に小中学校一貫ということで、小学校と中学校の間の格差というか、階段が小さくなって、そういった面でプラスが出ているという話が出てます。この教育特区の場合は特に教育課程をいじっています。小学校中学校併せて9年間の教育課程をセットで見直そうとなっていてますので、本来の効果が出るのは9年間、小学校1年生から中学校3年生まで、このカリキュラムで受けた子ども達が卒業したときに始めて効果が現れると。私の娘が小学校1年生からこの受けているので、後6年ほどですが、どちらかというところ、この期間はこのカリキュラムを全うしたいと親としての希望もあるんで、そういった意味では、この制度があるんで、先ほどありましたように、ある程度の期間は担保されるような枠組みをやっていただきたいと思います。それと、仮にいろんな事情があって、即効見直そうかとなったときも、明日から変えるとなるとできないので、その移行期間とかも必要になるかと思っておりますので、そういった部分は格段の配慮をお願いしたいと思っています。

会長

今のは御要望ということでよろしいですか。

どうぞ、他にございませんでしょうか。ないようでしたら、次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

次に移らせていただきます。協議第41号「選挙管理事務の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

169頁でございます。協議第41号「選挙管理事務の取扱いについて」でございます。選挙管理事務の取扱いにつきましては、次のとおり取り扱うものでございます。富合地域の投票区の区割りにつきましては、合併時までには有権者数及び地理的条件を考慮し、見直しを検討するものでございます。それから農業委員会委員の選挙管理事務の取扱いについては、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの項目において別途協議を行うものでございます。171頁に現在の状況が書いてありますが、現実には事務レベルでは、ある程度、詰めてはおりますが、今後地域住民の意向を十分配慮しながら時間を掛けて、検討協議を行っていききたいというものでございます。以上でございます。

会長

ただ今の協議第41号「選挙管理事務の取扱いについて」につきまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。特にありませんでしょうか。ないようでしたら、次の項目に移ってもよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

続きまして、協議第42号「その他の事業の取扱いについて(その1)」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

173頁協議第42号「その他の事業の取扱いについて(その1)」でございます。その他の事業のうち下記の事業につきましては、熊本市の例により統合するものでございます。防犯協会、防犯灯設置補助金でございます。175頁をご覧ください。防犯協会につきましては、現在両市町、このような形でございますけれども、これも先ほどございましたが、警察の所管管轄等、若干かかってまいりますので、富合町の警察署管轄区域が現状のままであった場合には、関係機関等協議を検討を行うものでございます。可能性としてはかなり管轄区域も、変更される可能性は高いという見込みはございますが、どうなるかはわかりませんものですから、このような調整方針を出させていただいております。以上でございます。

会長

ただ今、協議第42号につきまして、何か御質問等がありましたらお願いいたします。その他、新たに協議項目に加わりました防犯協会・防犯等につきまして、特にございませんでしょうか。ないようでございますなら、次に移ってもよろございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、協議につきましては終了したいと思います。特に全体を含めて何がございませんでしょうか。

はい。どうぞ、上村委員さん。

上村委員

こちらの方で届けをして、協議内容を承認された後ですね両市町の事務事業に対して、周知をするだけなのか、それとも説明の機会等を作りながら住民の要望的な要件あたりを聴く機会が作られるものか、どうお考えなのかを聞きしたいのですが。

会長

事務局の方からお願いいたします。

事務局

富合町 総務課

富合町の寺田でございます。富合町といたしましては、この法定協議会の結果につきましては、広報で十二分に処置を行っているというところでございます。また、今後、議員の皆様と御相談をしながら地区説明会等も考慮をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

事務局

熊本市でございます。現在協議の内容を市政だよりも協議会だよりとして、広報させていただいております。ある程度ですね協議内容がまとまってきた段階でですね、地区説明会等も考えたいと思っております。以上でございます。

上村委員

わかりました。やはり、両市町の住民の方々にこれを理解していただかなければですね、合併自体に影響すると思っておりますので、その辺を十分受け止めて対応してもらいたいと思います。

会長

ありがとうございました。協議項目それからその他という項目を用意しておりますが、皆様方から何が御意見ございませんでしょうか。

お願いいたします。

岩永委員

すみません。里道のところでお尋ねしなければなりませんでしたが、里道の整備についてお尋ねしますけれども、富合の場合はですね、地元行政区が施行した里道についての補助対象ということになっておりますけれども、熊本市の場合、里道という解釈ですね、どれが里道に認められるか、そこらへんを教えてくださいたいと思います。

会長

事務局からお願いいたします。

事務局

熊本市 土木総務課

ただいま里道という位置づけでございますね。あの通常、道路には道路法の適用を受けているものですが、それ以外の道路と、いわゆる昔ながらのなんといいますかね、農道、農小道そういうものに関して里道ということです。以上でございます。

岩永委員

続いてですね里道については、富合町は幅が1メートルぐらいのところしかない場合があります。そういう場合も基準がどうなっているのか。それと熊本市の場合はこれに対して厚く予算も出しておられますけれど、たとえば地元行政、今までの例をとってみると地元

から役場の方にこの整備をしたいと、して補助を認めると、そういうものについての解釈でよろしいですか。

事務局

熊本市 土木総務課

地元からですねあの舗装の要望とかですね、そういうような要望を受けまして行政で整備します。

会長

ようございいますか。

岩永委員

了承の意思表示有り。

会長

続きまして、何かございませんでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

松永委員

今日、提案されたのが15項目ということで、次回はまた項目が増えるというふうに思われますので事務局にお願いなんですが、事前に特に富合町の方で打合せを協議内容を検討するに当たってですね、事前に熊本市の事務局に簡単な内容というか、そういったことに関しては事前にお聞きしたいということをお願いしていいかということをお願いしたいと思います。

会長

事務局の方、お願いいたします。

松永委員

15項目の中で特に、先ほど出ました特区の問題とかいろいろな中身に関して、簡単に先にこの辺がわからないといったとことに関してお願いします。

事務局

事務局は双方の事務局でございますので、町民の皆様、市民の皆様、わからないこととか意見とかでも結構でございます。お呼びいただいたら、いつでも出掛けていってお話をするということはさせていただきたいと思っています。よろしく申し上げます。

会長

どうぞ、委員の皆様、事務局に何なりと問い合わせをしていただければと思います。他ございませんでしょうか。他特にございませんでしょうか。委員の皆様から、他特にござ



いませんでしょうか。事務局の方から報告事項がございませんでしょうか。

委員・事務局

(ないとの意思表示有り)

会長

事務局の方からは、ないということでございますので、これで本日の議事につきましては、これで終了させていただきます。皆様の御協力、誠にありがとうございました。

司会

それでは、最後に閉会の言葉を本協議会副会長であります村崎富合町長が申し上げます。

副会長挨拶

村崎 秀 富合町長

長時間にわたり委員の皆さん御苦勞様でございました。幸山市長の司会でちょうど12時前に終わりました。大変ありがとうございました。今日は大変内容が複雑であるし、また時間がかかると思いましたけれど、12時前に終わりましたありがとうございます。今後、いろいろな問題について事務局なりまた幹事会でいろいろなところでできますがどうぞ皆様方の御理解を賜りながら進めていきたいと思っております。大変御苦勞でございました。ありがとうございました。

司会

これで、終わりたいと思っております。

12時00分 閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成19年 7月 3日

署名委員

本田慶信

署名委員

福原政治